

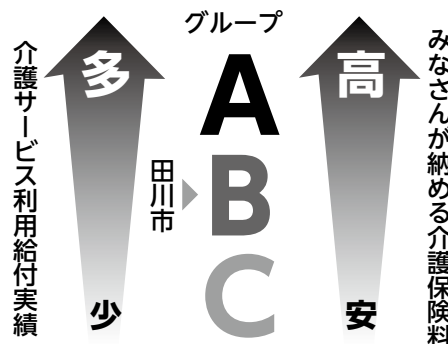
介護保険制度は、みなさんが納付した 保険料で成り立っています。 保険料納付にご理解とご協力をお願いします。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は3年に1度見直されます

介護保険料は、福岡県介護保険広域連合を構成する33市町村のうち、給付水準が高い方から順に、A、B、Cグループに分けて決められています。本市は、前期（令和2年度まで）と同様、今期（令和5年度まで）も「Bグループ」に決まりました。

令和3年度の介護保険料決定通知書は7月下旬から8月上旬に郵送します。介護保険料の決まり方は、広報たがわ5月15日号と一緒に配布した「みんなで支える介護保険」の冊子（11～12ページ）をご覧ください。

令和6年度以降の介護保険料は「みなさんが介護サービスを利用した給付実績」などで決まります。引き続き、健康増進を図り、介護サービスの適正な利用をお願いします。



介護保険料の納め方には「特別徴収」と「普通徴収」があります

	特別徴収	普通徴収
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●年金が年額18万円以上の人【下記の人是对象外】 ・本年度65歳になる人 ・年間保険料が変わった人 ・他の市町村から転入した人 ・年金担保貸付を利用している人 ・年金が遅れたり、止まったりしている人など 	左記以外の人
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ●年金から天引き 4・6・8月に天引き（仮徴収）します。続けて、年間保険料の残額を、10・11・翌年2月に天引き（本徴収）して納付が完了します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●納付書または口座振替 納付書での収納は、夜間・休日でも支払い可能なコンビニ収納も利用できます。また、口座振替を利用すると納め忘れがないため安心です。
納期	6期（4月から翌年2月までの偶数月）	8期（8月から翌年3月まで）

滞納する前に相談を！分割納付や減免制度の紹介

介護保険料を滞納すると、介護サービス利用時に利用料を一旦全額支払う「償還払い」が発生したり、利用者負担が3割または4割に引き上げられたりします。分割納付や減免制度を利用できる場合がありますので、納付が困難な場合は早めに相談してください。

要件・手続

【要件】災害や失業など、やむを得ない理由で納付が難しい場合（新型コロナウイルス感染症の影響も含む）など
【手続】申請が必要。本人や世帯員の収入、資産、預貯金の調査と審査があります。

7月31日(土)で介護保険負担限度額認定証の期限が切れます 更新手続きが必要／預貯金などの条件が変更／食費の負担限度額を改定

介護保険施設を利用するときの食費と居住費の負担を軽減する「負担限度額認定証」の有効期限は7月31日(土)です。引き続き施設利用が必要な場合は、更新申請を行ってください。

8月から利用者負担段階の第3段階が細分化され、食費の負担限度額が変わります。詳しくは「みんなで支える介護保険」の冊子36ページ（※）をご覧ください。

※「みんなで支える介護保険」の冊子36ページ中、第2段階の居住費等負担限度額（従来型個室）の括弧書きの金額に誤りがありました。正しくはこれまでどおり420円です。おわびして訂正します。